Σａ×ｂ×0.75＋Σｃ×（ｄ－ｅ）×0.75＋Σｆ×ｇ×0.75＋Σｈ×（ｉ－ｊ）×0.75＋Σｋ×（ｌ－ｍ）×0.75＋Σｎ×（ｏ－ｐ）×0.75＋Σｑ×（ｒ－ｓ）×0.75＋Σｔ×ｕ×0.375×α＋Σｖ×ｗ×0.1875×α＋Σｘ×ｙ×0.09375×α＋Σｚ×（aa－ab）×0.75×α＋Σac×（ad－ae）×0.75×α＋Σaf×（ag－ah）×0.75×α＋Σai×aj×0.375×α＋Σak×al×0.1875×α＋Σam×an×0.09375×α＋Σao×（ap－aq）×0.75×α＋Σar×（as－at）×0.75×α＋Σau×（av－aw）×0.75×α

算式の符号

ａ　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎地域持続的発展法第24条、旧過疎法第31条、離島振興法第20条、奄美振興法第38条並びに奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

ｂ　符号ａに係る標準税率

ｃ　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎地域持続的発展法第24条、旧過疎法第31条、離島振興法第20条、奄美振興法第38条並びに奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

ｄ　符号ｃに係る標準税率

［略］

ｇ　符号ｆに係る標準税率

［略］

ｉ　符号ｈに係る標準税率

［略］

ｌ　符号ｋに係る標準税率

ｍ　当該都道府県が符号ｋに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.5を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.5を乗じて得た率とする。

ｎ　符号ｋに同じ。この場合において、符号ｋ中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

ｏ　符号ｎに係る標準税率

ｐ　符号ｍに同じ。この場合において、符号ｍ中「符号ｋ」とあるのは「符号ｎ」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

ｑ　符号ｋに同じ。この場合において、符号ｋ中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

ｒ　符号ｑに係る標準税率

ｓ　符号ｍに同じ。この場合において、符号ｍ中「符号ｋ」とあるのは「符号ｑ」と、

Σａ×ｂ×0.75＋Σｃ×（ｄ－ｅ）×0.75＋Σｆ×ｇ×0.75＋Σｈ×（ｉ－ｊ）×0.75＋Σｋ×（ｌ－ｍ）×0.75＋Σｎ×（ｏ－ｐ）×0.75＋Σｑ×（ｒ－ｓ）×0.75＋Σｔ×ｕ×0.375×α＋Σｖ×ｗ×0.1875×α＋Σｘ×ｙ×0.09375×α＋Σｚ×（aa－ab）×0.75×α＋Σac×（ad－ae）×0.75×α＋Σaf×（ag－ah）×0.75×α＋Σai×aj×0.375×α＋Σak×al×0.1875×α＋Σam×an×0.09375×α＋Σao×（ap－aq）×0.75×α＋Σar×（as－at）×0.75×α＋Σau×（av－aw）×0.75×α

算式の符号

ａ　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎法第31条及び附則第４条第３項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

ｂ　ａに係る標準税率

ｃ　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎法第31条及び附則第４条第３項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

ｄ　ｃに係る標準税率

［同左］

ｇ　ｆに係る標準税率

［同左］

ｉ　ｈに係る標準税率

［同左］

ｌ　ｋに係る標準税率

ｍ　当該都道府県がｋに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.5を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.5を乗じて得た率とする。

ｎ　算式の符号中ｋに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

ｏ　ｎに係る標準税率

ｐ　算式の符号中ｍに同じ。この場合において、同符号中「ｋ」とあるのは「ｎ」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

ｑ　算式の符号中ｋに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

ｒ　ｑに係る標準税率

ｓ　算式の符号中ｍに同じ。この場合において、同符号中「ｋ」とあるのは「ｑ」と、